

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
11月26日
(金曜日)

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課).....
- 公告
- 国土調査の成果の認証(地域政策課).....
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 准看護師試験の実施(医務保険課).....
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....



山口県告示第四百三三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
山口市二島土地改良区

認可年月日
平成二二、一一、一八

山口県告示第四百四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関成

新南陽区域	区	域	区	分
主としてほら囲刺網を使用して営む漁業				



(三八八) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成二十二年四月二十二日から平成二十二年二月二十四日まで	宇部市地籍簿	大字船木の一部
美祢市	平成二十二年五月七日から平成二十二年三月二十三日まで	美祢市地籍簿	美東町赤、美東町綾木、美東町大田及び美東町長田の各一部
山陽小野田市	平成二十二年五月八日から平成二十二年三月三日まで	山陽小野田市地籍簿	大字小野田、赤崎二丁目及び新沖三丁目の各一部並びに波瀬一丁目

二 認証年月日

平成二十二年十一月二十六日

(三八九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年一月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 いわくにネットワークグループ

代表者の氏名 石本 直邦

主たる事務所の所在地 岩国市青木町一丁目五番三三三号

三 定款に記載された目的

岩国市と市民を元気にするため、市民と市民活動団体に対してさまざまな事業を実施するとともに、市民、市民活動団体、行政及び企業のネットワークを形成し、協働及び運営のサポートを行うことにより、市民活動の振興に寄与すること。

(三九〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年一月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人あとう観光協会

代表者の氏名 椎木 耕司
主たる事務所の所在地 山口市阿東徳佐中三三八二番地

(三九一) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十三年二月十八日(金曜日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育本館

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十三年一月四日(火曜日)から同月十二日(水曜日)まで(郵送の場合は、一月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部医務保険課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十三年三月十五日(火曜日)とし、合格者の受験番号を

山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三―二九二八)にすること。

(三九二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年十一月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
美祢市西厚保土地改良区	理事	池田 俊廣	美祢市西厚保町原二二六五

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
周東千束土地改良区	監事	村本ツヤコ	岩国市周東町下久原八三
美祢市西厚保土地改良区	理事	林 常夫	美祢市西厚保町原二〇四三

平成二十二年十一月二十六日印刷

発行人所

山口県知事庁